平成２５年（フ）第４７１１号
東京都目黒区祐天寺２丁目10―３―204
債務者　後藤　　孝
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７１８号
東京都江戸川区大杉１丁目７―26
債務者　永田　浩二
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０６号
横浜市中区富士見町３番地５　富士見共同ビル407号室
債務者　豊嶋　　剛
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１２号
横浜市中区若葉町１丁目１番地　中村ビル４Ｆ
債務者　齊藤　　浩
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１３号
横浜市中区若葉町１丁目１番地　中村ビル４Ｆ
債務者　齊藤千津子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４３号
東京都羽村市羽東１丁目30番39号コーポ青葉201
債務者　梶原　管男
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４８号
静岡県浜松市中区中沢町64番20号
債務者　天野　静枝
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
静岡県浜松市中区和合町220番地の539　コーポ馬渕２－１－Ｂ
債務者　遠藤真一郎
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
静岡県湖西市新居町中之郷461番地の２
債務者　柴田美恵子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
熊本県山鹿市鹿本町石渕287番地２
債務者　中嶋　大輔
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目１番３号　プラージュ元今泉1201
債務者　萩島　真由
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０号
岐阜県下呂市乗政1011番地１
債務者　端場美智瑠
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
静岡県島田市中溝町1525番地の10　プレジール杉本102号室、旧住所埼玉県川口市本町２丁目２番15―1002号
債務者　市川　敬夫
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５号
岡山県玉野市宇野７丁目14番１号
債務者　石栗　得史
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４号
岡山県玉野市宇野８丁目10番10号
債務者　熊澤　実希
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部